

# 2022年10月以降の処遇改善（新加算） 「介護職員等ベースアップ等支援加算」

## 第208回社会保障審議会介護給付費分科会

2022年2月28日（月）持ち回り開催

2月28日付で持ち回り開催された第208回介護給付費分科会では、本年2月から対象となっている介護職員処遇改善支援補助金による介護職員らの賃上げの恒久化に向けて、今年10月に臨時で行う介護報酬改定について、内容が示されました。

### 1. 令和4年度介護報酬改定の内容について

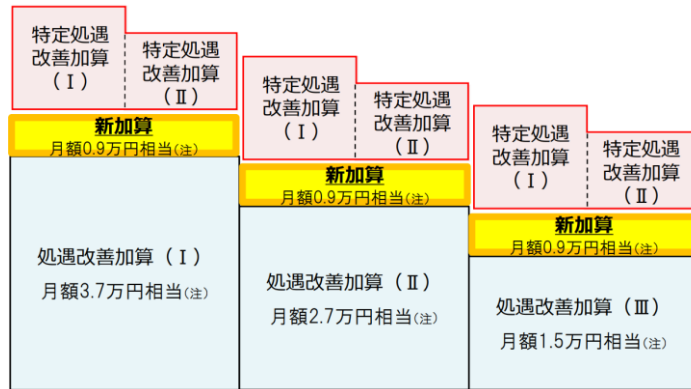
#### 名称：「介護職員等ベースアップ等支援加算」

基本は介護職員処遇改善支援補助金の要件が踏襲されています。

処遇改善加算に組み込むことにより、補助金と加算対象範囲が異なるため、算定率に違いがあります。

#### ①2022年10月からの処遇改善加算の全体イメージ

※黄色部分が介護職員等ベースアップ等支援加算になります。



[注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。]

#### ②介護職員等ベースアップ等支援加算の対象サービス区分と加算率

サービス区分（※2）	加算率
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.4%
・（介護予防）訪問入浴介護	1.1%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.1%
・（介護予防）通所リハビリテーション	1.0%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.5%
・（介護予防）認知症対応型通所介護	2.3%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.7%
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	2.3%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・（介護予防）短期入所生活介護	1.6%
・介護老人保健施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	0.8%
・介護療養型医療施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	0.5%
・介護医療院 ・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）	0.5%